

専任を要する主任技術者の兼務について

令和元年7月1日

建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第2項に定める二以上の建設工事を同一の専任の主任技術者が管理できる場合の適用範囲について、下記のとおり定めましたので通知します。

1. 兼務を認める工事の範囲

専任を要する主任技術者の兼務を認める工事は、次の各号のいずれにも該当しない工事とする。

- ① 岐阜市低入札価格調査要綱（平成15年3月27日決裁）に基づく低入札価格調査を行い、契約締結した工事
- ② 岐阜市特定建設工事共同企業体取扱要領（平成21年3月30日決裁）に基づいて結成された共同企業体が施工する工事
- ③ 高度な技術を要する工事若しくは施工上相当の困難を伴う工事等として、案件公表時に主任技術者の兼務を認めない旨を明示した工事

2. 兼務を認める工事の要件

同一の主任技術者が兼務できる工事は、原則2件までとし、次の要件をすべて満たす工事とする。

- 岐阜市と請負契約を締結した工事（岐阜市上下水道事業部及び岐阜市民病院含む）
- 工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事（例示を参照）
- 工事現場の相互の間隔（距離）が10km程度の工事
- 他工事の監理技術者として従事していないこと。

工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事の例示

- ・ 工事現場が隣接する場合（ex 道路工事（橋梁）と河川工事（護岸））
- ・ 同一の河川、道路や敷地内で施工する場合

施工にあたり相互に調整を要する工事の例示

- ・ 資材の調達を一括で行う場合
- ・ 工事の相当の部分を同一の下請け業者で施工する場合
- ・ 現場発生土の流用や交通規制など工程調整が必要な場合
- ・ 工事用仮設道路等を共有している場合

3. 兼務の申請及び回答

専任を要する主任技術者を兼務させようとする入札参加者は、原則として契約締結日までに「対象工事（入札予定工事）（様式1）」及び「施工中の工事（様式2）」のそれぞれの発注者（工事担当課）に必要な書類を添えて申請し承認を得なければならない。ただし、総合評価落札方

式による一般競争入札を実施する工事については、一般競争入札公告に定める技術提案書の提出期限までに承認を得なければならない。

発注者は、入札参加者から申請があった場合には、適正な施工に遺漏なきよう工事の難易度や諸条件を踏まえ、承認するか否かを判断し、速やかに申請者に回答するものとする。

また、発注者は、兼務を承認し申請者に回答した場合、回答書の写しを添えて契約課長あて報告するものとする。

<留意事項>

- ・ 工事現場間の移動時間及び距離
- ・ 工事現場を離れる際の連絡体制
- ・ 常時及び緊急時の安全管理

<お願い>

兼務申請の可否決定にあたり、審査等に時間を要しますので、配置技術者の兼務配置を検討される場合には、早い段階（入札日時の7日前）で発注者（工事担当課）までご相談の上、申請ください。

4. 兼務の取り消し等

発注者は、次の各号に定める場合のほか、安全管理や工程管理など適正な施工の確保に支障をきたすと判断した場合、主任技術者の兼務を取り消すことができる。

- ① 事後審査の結果、落札者と決定しなかった場合
- ② 低入札価格調査の結果、契約を締結した場合

受注者は、主任技術者の兼務を取り消された場合、速やかに新たな主任技術者（入札参加条件と同等以上の資格を有する者（総合評価落札方式の場合は、技術提案書に記載した主任技術者と同等以上の資格を有する者））を選出し、必要な書類を発注者に提出しなければならない。

受注者が、新たな主任技術者を配置できない場合、岐阜市競争入札参加資格停止措置要領（昭和62年3月27日決裁）に基づき必要な措置を講じることがある。

様式1

専任を要する主任技術者の兼務申請書

令和 年 月 日

(発注者)
岐阜市長 様

(受注者)
住 所
商号又は名称
代表者職氏名 印
(担当者 電話 -)

下記工事について、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第2項の規定に基づき、主任技術者を兼務配置したいので申請します。

主任技術者名	(ふりがな)	保有資格	
申請理由	(番号)	(具体的な理由)	

理由番号：①工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事、②施工にあたり相互に調整する必要がある工事

対象工事	工事(件)名			
	目的場所	岐阜市		
	担当部課名			
	予定価格(税込)	円		
	入札日	令和 年 月 日	完成期限	令和 年 月 日
兼務する工事	工種			
	工事名	第 号		
	工事場所	岐阜市		
	担当部課名			
	請負金額(税込)	円		
	工期	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで		
	対象工事との距離	km		
主任技術者の区分	専任・非専任	現場代理人の兼務	あり・なし	

(添付書類)

- 主任技術者の保有資格及び雇用関係が確認できる資料
- 兼務する2つの工事の位置関係がわかる図面(工事現場間の距離を記入)
- 連絡体制図など工事現場を離れる際の連絡体制が確認できる資料
- 上記のほか記載内容が確認できる資料(ex 契約書の写し、コリンス登録内容確認書の写し)

専任を要する主任技術者の兼務申請書

令和 年 月 日

(発注者)
岐阜市長 様

(受注者)
住 所
商号又は名称
代表者職氏名
(担当者) 電話 ー 印)

現在施工中の工事に配置している専任の主任技術者について、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第2項の規定に基づき、他の工事と兼務配置したいので申請します。

主任技術者名	(ふりがな)	保有資格	
申請理由	(番号)	(具体的な理由)	

理由番号：①工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事、②施工にあたり相互に調整する必要がある工事

対象工事	工事(件)名			
	目的場所	岐阜市		
	担当部課名			
	予定価格(税込)	円		
	入札日	令和 年 月 日	完成期限	令和 年 月 日
施工中の工事	工種			
	工事名	第 号		
	工事場所	岐阜市		
	担当部課名			
	請負金額(税込)	円		
	工期	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで		
	対象工事との距離	km		
主任技術者の区分	専任・非専任	現場代理人の兼務	あり・なし	

(添付書類)

- ・兼務する2つの工事の位置関係がわかる図面（工事現場間の距離を記入）
- ・連絡体制図など工事現場を離れる際の連絡体制が確認できる資料